

新型コロナウイルス感染症への対応について

【県教育委員会の主な対応状況】

○令和元年度

- 2月28日 3月4日からの一斉臨時休業を決定
※部活動についても休止する。
- 3月19日 同日からの部活動再開を決定
※感染予防対策に十分留意の上、可能な限り短時間で実施する。
当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。
- 3月24日 新学期から例年どおりのスケジュールにより、学校を再開することを決定
※部活動については、感染が拡大していない地域での活動や近隣校との試合などは、感染症対策を徹底した上で実施可能とする。

○令和2年度

- 4月3日 学校の再開時期について、各市町が域内の感染状況を踏まえ、運用を変更することが可能である旨通知
松山市が域内の小・中学校の学校再開の延期を決定したことから
 - ・県立松山西中等教育学校（前期課程）について、4月9日から2週間程度の臨時休業とすることを決定
 - ・松山市内及び近隣の県立特別支援学校（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）について、始業式・入学式の翌日から2週間の臨時休業とすることを決定
- 4月4日 内子高等学校教諭の感染を受け、内子高等学校の学校再開を4月20日まで延期することを決定
※感染拡大地域からの帰県後の行動等、感染症対策の一層の徹底について通知
- 4月6日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校の部活動については、4月6日から2週間程度休止
- 4月7日 「県立学校の再開についての知事メッセージ」及び「愛媛県教育委員会による県立学校の再開等に関する考え方について」、県、教育委員会及び学校のホームページに掲載するとともに、4月8日の入学式・始業式に際して、全児童生徒の保護者に配布
- 4月8日 内子高等学校の部活動における生徒の感染事例の発生を受け、県立学校の部活動を4月8日から2週間程度停止することを決定
- 4月9日 自宅待機に係る児童生徒等への適切な対応について通知
※保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、生徒の自宅待機を勧めるという事案が発生したことを受けた対応
- 4月10日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校については、4月13日から当面2週間程度、再度の臨時休業とすることを決定
- 4月13日 松山市の感染事例発生に伴い、中予地域3市3町の県立学校については、4月14日から5月6日まで、再度の臨時休業とすることを決定

※既に臨時休業としている同地域の6校についても期間を5月6日まで延長
県立学校の部活動停止期間も5月6日まで延長することを決定

- 4月17日 国の「緊急事態宣言の対象地域を全国へ拡大する措置」を受け、臨時休業の地域を東予地域・南予地域にも拡大し、全ての県立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定
※県内の感染状況に変化はないが、県民の不安に対する配慮や、「人の移動を最小化する」という宣言対象地域拡大の目的を全国と共有するための措置
- 4月25日 県教委と県内CATV局9社が連携し、「新入生学習サポート」動画の配信を開始
- 4月28日 学校の再開時期を5月11日まで延期することを決定
※緊急事態宣言の解除についての国の方針が不明であり、児童生徒や保護者の登校準備、学校現場の再開準備を円滑に行うための措置
- 4月29日 「9月からの入学問題」等について、知事の意見書を全国知事会会長に提出
- 5月7日 県立学校臨時校長会を開催し、学校再開等について協議
※「再開」か「再開延長」かの2択では双方の意見があったが、「段階的再開」を加えた3択では、全学校長が「再開」を希望
- 5月8日 学校教育活動の段階的再開に向けた取組を開始することを決定
・5月11日から可能な限りの感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を開始する。
・5月25日から、県内一斉に全校での完全再開を目指す。
家庭学習支援を強化するため、ICTを活用した双方向通信環境の緊急整備を実施する。
- 5月14日 松山市内医療機関における集団感染に伴い、関係者が濃厚接触者とされた伊予農業高等学校については、5月14日から2日間、分散登校を一時休止
- 5月18日 ・伊予農業高等学校関係者の陰性を受け、5月18日から同校の分散登校を再開
・県立学校関係者に感染者又は濃厚接触者がいないことが判明し、県立学校における感染拡大リスクがなくなったことから、全校で分散登校を継続
- 5月21日 感染状況等から判断し、5月25日から県内一斉に全校で完全再開することを決定
- 5月25日 県内一斉に全校で完全再開
・学校内での感染防止対策の徹底や感染回避行動の定着に努める。
・当面、時差通学を継続するとともに、特別支援学校のスクールバスを増便
・部活動については、完全再開に合わせて解禁
（3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合わせ、段階的に制限緩和）
・授業日等の補充は、夏季休業等の短縮を基本に、土曜授業、平日7時間目、学校行事の精選等で対応
- 11月19日 新居浜西高等学校教職員の感染を受け、新居浜西高等学校及び新居浜特別支援学校川西分校については、11月19日から臨時休業
- 11月20日 本県が11月20日、「感染縮小期」から「感染警戒期」に移行したことを踏まえ、県立学校における感染症対策の強化について通知

- ・学校での感染回避行動の一層の徹底
 - ・部活動及び実習等教育活動の制限強化
- 11月23日 松山市内の公立学校における集団感染（クラスター）発生に伴い、感染症対策の一層の徹底について通知
※家庭内での感染予防や、学校外での友人との交流の在り方等について注意喚起
- 11月24日 新居浜西高等学校教職員に濃厚接触者及び接触者がいないことが判明したことから、11月24日から新居浜西高等学校及び新居浜特別支援学校川西分校を再開
- 1月8日 本県が1月26日までの間を「特別警戒期間」としたことを踏まえ、県立学校における感染症対策の一層の徹底について通知
- ・県立学校では、今後、大学入試等のために、県境を越えた移動をする生徒の増加が見込まれることから、現地での行動等について注意喚起
 - ・「特別警戒期間」を2月7日まで延長（1月22日）
 - ・「特別警戒期間」を3月7日まで延長（2月4日）
- 2月5日 卒業する生徒への感染症対策の徹底について通知
- 2月8日 学校関係者の陽性確認を受け、松山市内の県立学校1校を臨時休業とする（1日間）。
- 3月1日 本県の「特別警戒期間」が3月1日で終了したことを踏まえ、部活動の練習試合の制限を緩和
- 3月25日 本県が3月25日、「感染警戒期」から「特別警戒期間」に切り替えたことを踏まえ、県立学校における部活動の実施について通知
- ・身体接触を伴う活動等は極力控える。（全県）
 - ・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止

○令和3年度

- 4月5日 学校内外の活動全般において、正しい行動をとるよう感染症対策の徹底について通知
- ・感染リスクの高い店舗等へ立ち寄らない。
 - ・普段会っていない親族間での会食の自粛
- 4月8日 「感染対策期」への移行に伴う県立学校における感染防止対策の強化について通知
- ・身体接触を伴う活動等は行わない。（全県）
 - ・練習試合等の対外交流禁止（全県）
 - ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請
 - ・教員の見守り活動を強化（全県）
- 4月19日 「感染対策期」の延長に伴う県立学校における感染防止対策の一層の強化について通知
- ・身体接触を伴う活動等は行わない。（全県）
 - ・学校活動全般で校外との交流を禁止（全県）
 - ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請
 - ・教員の見守り活動を強化（全県）

- 5月28日 本県が6月1日から「感染警戒期～特別警戒期間～」に移行することを踏まえ、県立学校における感染防止対策の留意事項について通知
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
県外交流はやむを得ないものを除き当面見送り
- 【部活動】
- ・練習試合や合同練習は、県内校に限って実施
 - ・県内の公式大会は実施（主催者が観客制限）
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
- 6月22日 本県が6月22日から「感染警戒期」に移行することを踏まえ、県立学校における感染防止対策の留意事項について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等との交流は原則禁止
- 【部活動に係る大会】
- ・県内の公式大会は実施（主催者が観客制限）
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
- 7月29日 本県が7月29日から「感染警戒期～特別警戒期間～」に移行することを踏まえ、県立学校における感染防止対策の留意事項について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - ・校外交流のうち、県内交流は地域の感染状況を踏まえつつ実施
県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域との交流は原則禁止
- 【部活動に係る大会】
- ・県内の公式大会は実施（主催者が観客制限）
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
- 【校外指導】
- ・教員による見守り活動を強化
- 8月11日 本県が8月11日から「感染対策期」に移行することを踏まえ、県立学校における感染防止対策の強化について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は行わない
 - ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り
- 【部活動】
- ・他校との練習試合や合同練習は行わない
 - ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限)
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
- 【校外指導】
- ・教員による見守り活動を強化

- 8月18日 本県が8月20日から「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされたことを踏まえ、県立学校における感染防止対策について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等を行わない
 - ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り
 - ・学校行事は、時間短縮など可能な限りの感染対策を講じるほか、参加者は校内の者に限定
- 【部活動】
- ・他校との練習試合や合同練習は行わない
 - ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
- 【校外指導】
- ・教員による見守り活動を強化
- 8月25日 まん延防止等重点措置の重点区域（松山市）における県立学校の学校活動の制限強化について通知
- 【部活動】 8月25日～9月10日（9月19日まで延長）
- ・部活動を実施しない（公式大会を控えた部のみ、時間を短縮して実施）
- 【学校活動】 8月30日～9月10日（9月19日まで延長）
- ・時差登校・授業時間の短縮 ※始業時間を1コマ分（約1時間）遅らせる。
 - ・学びの遅れは、1人1台端末によるオンライン学習等で対応
- 9月16日 本県が9月12日でまん延防止等重点措置の適用終了となった後、感染対策期の県立学校における感染防止対策について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等を行わない。
 - ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り（学校行事の校内限定は松山市内のみ継続）
 - ・松山市内の県立高校等の授業短縮等の制限（9/19まで）
- 【部活動】
- ・他校との練習試合や合同練習は行わない。
 - ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限）
 - ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める。
 - ・松山市内の県立高校等の部活動休止（9/19まで）
- 【校外指導】
- ・教員による見守り活動を強化
- 9月29日 本県が10月1日から「感染警戒期」に移行することを踏まえ、県立学校における感染防止対策について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施。県外交流は厳選して実施
※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断

- 【部活動】
- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
 - ・県内の公式大会は実施（必要に応じ主催者が観客を制限）
 - ・全国大会等への県代表参加は認める。
- 10月20日 「感染縮小期」への切替えに伴う県立学校における感染防止対策について通知
- 【校外指導】
- ・教員による見守り活動を強化
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - ・校外交流は県内外とも注意して実施
- 【部活動】
- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
 - ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加
- 12月2日 学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について通知
※室温低下による健康被害の防止に留意しながら、可能な限り常時換気に努める。
- 1月11日 本県が1月8日から「感染警戒期」に移行したことを踏まえ、県立学校における感染防止対策の強化について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる
 - ・校外交流は、
県内は、注意して実施
県外は、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選
※感染拡大地域との往来は特に注意
- 【部活動】
- ・練習試合や合同練習は県内校に限定
 - ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加
- 1月12日 本県が1月12日から「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」に移行したことを踏まえ、県立学校における感染防止対策の強化について通知
- 【学校活動】
- ・身体接触を伴う活動等は極力控える
児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる
 - ・校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選
※感染拡大地域との往来は特に注意
- 【部活動】
- ・練習試合や合同練習は、県内・県外ともに行わない
 - ・公式大会は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

3月31日 本県が4月1日から「感染警戒期」に移行することを踏まえ、新学期からの県立学校における感染防止対策等の見通しを通知

4月6日 県立学校における新学期からの感染防止対策等について通知

【学校活動】

- ・ 身体接触を伴う活動等は、注意して実施
- ・ 修学旅行などの校外交流は、県内は、注意して実施
県外は、必要性や訪問先等を勘案の上、注意して実施

【部活動】

- ・ 部活動の練習試合や合同練習は、県内は、注意して実施
当面、県外は行わない